

新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新発田市へのU・Iターンによる就職を推進することを目的に、市内の企業等への就職に伴って、新潟県外から転入し、賃貸住宅に居住する者を雇用する企業等に対して、当該企業等が支給する住宅手当の一部又は当該企業等が賃貸住宅に関し負担する経費の一部を補助する新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき市長に届け出て、市の区域内に住所を定めることをいう。
- (2) 賃貸住宅 市内に所在する次に掲げる住宅をいう。
 - ア 企業等の従業員が契約する賃貸借住宅（公営住宅を除く。）
 - イ 従業員の居住のために企業等が契約する賃貸借住宅
 - ウ 企業等の社宅又は寮（当該企業等の従業員が家賃等を負担するものに限る。）
- (3) 転入 新潟県外から賃貸住宅に住民登録を行うこと（従前から住民登録がある場合であっても、交付申請時までの2年間、新潟県外に居住実態があり、市内の企業等の就職に伴って賃貸住宅に住民登録することを含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新発

田市内に本社・本店若しくは営業所がある企業又は市内の個人事業主で、次に掲げる各号の全ての要件を満たす従業員を雇用するものとする。

- (1) 令和6年4月1日以後に新たに常用雇用者として雇用されていること。
- (2) 雇用された日の前90日から後90日までの間に転入を行っていること。
- (3) 雇用された日の前90日に新潟県内の企業で常用雇用者として雇用されていないこと。
- (4) 交付申請後2年間以上、市内に居住の意思があること。
- (5) 転入日前2年間、市内に居住していないこと。
- (6) 企業等の経営を担う役職（代表者、取締役等）に就いていないこと。
- (7) 次に掲げるいずれかであること。

ア 第2条第2号アに該当する賃貸住宅の賃貸借契約における契約者本人であること。

イ 第2条第2号イに該当する企業等が契約する賃貸住宅の居住者であること。

ウ 第2条第2号ウに該当する企業等の社宅又は寮である賃貸住宅の居住者であること。

- (8) 交付申請時において市税等を滞納していないこと。
- (9) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に所属し、又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められないこと。
- (10) 他の公的制度による家賃等の助成を受けていないこと。
- (11) 同一世帯に属する全ての者が過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる要件を満たす従業員のために支払う（既に支払ったものを含む。

以下同じ。)、又は負担する(既に負担したものを含む。以下同じ。)次に掲げる経費とする。

- (1) 第2条第2号アに該当する賃貸住宅の賃借料(管理費及び駐車場料金等を除く。)に充当する住宅手当
- (2) 第2条第2号イに該当する賃貸住宅の賃借料(管理費及び駐車場料金等を除く。)を企業等が負担し、企業等が負担した金額の一部を従業員が負担することとなる場合は、企業等が負担した金額から従業員が負担する金額を減じた額(1月を超える期間にわたり企業等が負担する場合にあっては、1月当たりの金額として計算するものとする。)
- (3) 第2条第2号ウに該当する賃貸住宅の場合は、企業等が負担する賃貸住宅に係る家賃等の経費(1月当たりの金額)から従業員が家賃等を負担する額(1月当たりの金額)を減じた額

2 前項の場合において、従業員の賃貸住宅の入居期間が1月に満たない月の経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 1月当たりの補助金の額は、補助対象者が月ごとに支払う、又は負担する補助対象経費の2分の1の額とし、一従業員あたり20,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した1月当たりの補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、予算が上限に達する場合は、第1項で定めた補助金の上限額を減額することができる。

(補助金の交付期間等)

第6条 補助金の交付期間(以下「補助期間」という。)は、従業員が第3条の従業員の要件を満たした日の属する月(月の途中で当該要件を満たした場合はその翌月)から起算して24月とする。ただし、交付決定日と第3条の要件を満たした日の属する年度が異なる場合は、交付決定日の属する年度の4

月から起算して24月とする。

2 前項の規定にかかわらず、従業員が第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、当該従業員が当該要件を満たさなくなった日の属する月の前月までの期間を当該従業員分の補助期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象経費が第4条第1項第2号に該当する場合であって、企業等が賃貸住宅の賃借料を負担する期間が24月に満たないときは、当該期間の月数（月の途中が期間の終期である場合は当該月は月数に含まない。）を補助期間とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助を受けようとする年度ごとに、新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支払う、又は負担する従業員一覧
- (2) 従業員を常用雇用者として雇用したことを証明できる書類
- (3) 従業員が転入まで新潟県外に居住していたことが分かる書類
- (4) 従業員が転入前2年間市内に居住していないことが分かる書類
- (5) 従業員が居住する賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し及び当該賃貸借に係る賃借料が分かるものの写し
- (6) 新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金誓約書（交付申請用）（別記第2号様式）
- (7) 従業員の納税証明書
- (8) 従業員の住民票（新発田市内での住民登録が確認できるもの）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金交付決定通知書（別記第3号様式）又は新発田市U・Iターン就職推進家

賃補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事情の変更等により申請の取下げをしようとするときは、新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金取下書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付変更申請等）

第10条 交付決定者は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金変更申請書（別記第6号様式）に変更内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金変更決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、補助金額の増額は行わないものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、各年度ごとに補助対象経費の支払実績について、新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支払った、又は負担した従業員一覧
- (2) 補助対象経費を支払った、又は負担したことが証明できる書類
- (3) 従業員の住民票（新発田市内での住民登録が確認できるもの）
- (4) 新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金従業員誓約書（実績報告用）
（別記第9号様式）

(5) その他、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告は、実績報告を行う年度の翌年度の4月10日までに行わなければならない。ただし、補助期間が満了する月が属する年度の

実績報告については、補助期間満了の日から起算して1月を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、各年度ごとの補助金の額を確定し、新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金確定通知書(別記第10号様式)により、当該報告者に通知するものとする。

(補助金の取消し及び返還等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めるとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金交付決定取消通知書(別記第11号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から実施する。

附 則 (一部改正附則)

この要綱は、令和6年9月17日から実施する。